

スキーム活用の手順

- ① 各企業は、自社が入居する施設を運営、あるいは支援を受けている HKSTPC もしくは Cyberport を通じ「創新科技署 (Innovation and Technology Commission)」に対し人材導入可能枠の申請を行う。
- ② 創新科技署は、申請企業が必要とする人材が香港で確保するのが難しいか否かを、HKSTPC、Cyberport の意見を踏まえつつ判断。確保が難しいと判断した場合は、申請企業が導入可能な人数枠を付与。
- ③ 人数枠を付与された企業は、自らが導入しようとする人材を選定の上、香港にて出入境事務を管理する「入境事務処 (Immigration Department)」に対し、当該人材にかかるワーキングビザを申請。
- ④ 「入境事務処」は申請資料を受領後、一般のワーキングビザ申請期間の半分の 2 週間の手続き期間でビザを発給。